

1-18 ばいじん対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況

(平成29年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 事業場数
	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	製鋼用 電気炉	亜鉛 回収施設	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物 焼却炉		
大阪市		7 (7)			44 (44)	51 (51)	32 (32)
堺市		5 (5)		6 (6)	32 (32)	43 (43)	29 (29)
岸和田市		1 (1)			6 (6)	7 (7)	5 (5)
豊中市					6 (6)	6 (6)	2 (2)
池田市					4 (4)	4 (4)	2 (2)
吹田市					3 (3)	3 (3)	3 (3)
泉大津市					3 (3)	3 (3)	3 (3)
高槻市					12 (12)	12 (12)	5 (5)
貝塚市					3 (3)	3 (3)	2 (2)
守口市					1 (1)	1 (1)	1 (1)
枚方市		1 (1)			12 (12)	13 (13)	7 (8)
茨木市					9 (9)	9 (9)	2 (2)
八尾市				10 (10)	6 (6)	16 (16)	7 (7)
泉佐野市					1	1	2
富田林市					3 (3)	3 (3)	2 (2)
寝屋川市					9	9	2
河内長野市					4 (4)	4 (4)	3 (3)
松原市					4 (4)	4 (4)	3 (3)
大東市					2	2	2
和泉市					6 (6)	6 (6)	4 (4)
箕面市					3 (3)	3 (3)	1 (1)
柏原市					5	5	2
羽曳野市				1	2	3	3
門真市					3 (3)	3 (3)	2 (2)
摂津市					4	4	2
高石市					3	3	3
藤井寺市					1	1	1
東大阪市					15 (15)	15 (15)	6 (6)
泉南市					3	3	2
四條畷市					3	3	2
交野市		2			2	4	2
大阪狭山市					2 (2)	2 (2)	1 (1)
阪南市					2 (2)	2 (2)	1 (1)
島本町					2	2	1
豊能町							
能勢町							
忠岡町					6 (6)	6 (6)	3 (2)
熊取町					4	4	3
田尻町					3	3	1
岬町					1	1	1
太子町					1 (1)	1 (1)	1 (1)
河南町					2 (2)	2 (2)	2 (2)
千早赤阪村							
合 計	0 (0)	16 (14)	0 (0)	17 (16)	237 (192)	270 (222)	158 (129)

(注) 1. () 内は平成28年度末時点で当該事務の権限を有する市町村*で内数である。

* 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、門真市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

2. 亜鉛回収施設としては、焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。
アルミニウム合金製造施設としては、焙焼炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。